

山梨県オープンファクトリー設備整備費補助金交付実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、山梨県オープンファクトリー設備整備費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の実施について定めるものとする。

(定義)

第2条 要綱第3条に記載する工房とは、山梨県内に所在し、ジュエリー職人の創作活動(展示又は販売に係る活動を含む。)の場であり、かつ、当該創作活動に必要な機能を備える施設のことをいう。

2 要綱第3条に記載するオープンファクトリーやジュエリー産地ツアーへの参画とは、補助事業者が補助事業により改修した工房にて、職人による実演や製作体験等の体験型コンテンツを提供することをいう。

(補助事業者の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる事業を行う者は、次の要件を備えたものでなければならない。

- (1) 県内に、工房を設置する者であること。
- (2) 補助対象事業を実施する意欲と能力を有すること。
- (3) 補助対象事業の実施後、5年以上継続して協同組合山梨県ジュエリー協会または甲府商工会議所が実施する、オープンファクトリーやジュエリー産地ツアーに参画すること。
- (4) 協同組合山梨県ジュエリー協会または甲府商工会議所が実施する、オープンファクトリーやジュエリー産地ツアーの開催期間に関わらず、補助対象事業の実施により改修した工房を活用し本県ジュエリー職人の発信力強化に取り組む強い意思を有していること。

(活動の報告)

第3条 補助事業者は、事業を完了した翌年度から起算して5年間、当該補助事業に係わる過去1年間の活動状況について山梨県オープンファクトリー設備整備費補助金に係わる状況報告書(別記1号様式)を作成し、知事が別に定める期日までに報告しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和6年6月12日から施行する。

別記1号様式

令和 年 月 日

山梨県知事 様

住所
補助事業者名
代表者氏名

山梨県オープンファクトリー設備整備費補助金に係る報告書

事業計画

期間	事業の内容・効果	備考
令和 年度		

注 実施した日程、内容、体験人数及び効果について具体的に記載すること。